| 番号 | 業者 | 取引期間 | 損害額(概算) | 年齢 | 被害者 職業 | 勧誘の態様 | 問題となった違法事由 | 現在の状況 | 備考 |
|----|--------|------------------|---------|-----|--------|--|--|---------------|--|
| 1 | 株式会社■■ | 2013年7月~2013年8月 | 120万円 | 43歳 | 会社役員 | スマートCXを勧誘されたが、直後には通常の商品先物取引に勧誘された。 | 適合性原則違反 新規委託者保護義務違反 説明義務違反 無意味な反復売買 | 一審係属中 | 不招請勧誘の禁止を潜脱するために、当初、損失限定型の取引であるとしてスマートCXを勧誘している。 通常の先物取引に関しては、最初から最後まで、同限月・同枚数の同時両建、同時直しなどの無意味な取引が繰り返されている。 |
| 2 | 株式会社■■ | 2014年5月~2014年6月 | 366万円 | 64歳 | 会社員 | | 不招請勧誘の禁止違反 説明義務違反 両建の勧誘 過当売買 | 訴え提起準備中 | 不招請勧誘の禁止を潜脱するために、当初、損失限定型の取引であるとしてスマートCXを勧誘している。 |
| 3 | ▲▲株式会社 | 2009年11月~2011年9月 | 2338万円 | 57歳 | 歯科医師 | 「これからは金の時代だ」などと金の先物取引を勧誘された。 | 適合性原則違反 新規委託者保護義務違反 説明義務違反 実質的一任売買 無意味な反復売買 両建の勧誘 | 一審係属中 | 法改正前における不招請勧誘による被害事案である。 極めて多数回にわたり、同限月、異限月の両建が行われている。 |
| 4 | ■■株式会社 | 2012年10月~2013年2月 | 557万円 | 33歳 | 自営業 | 突然、電話で「最近、金の値段が上がっているのを聞いたことがないですか。」と勧誘した。 | 不招請勧誘の禁止違反 適合性原則違反 断定的判断の提供 新規委託者保護義務違反 説明義務違反 一任売買 無意味な反復売買 | 一審係属中 | 法改正後であるにもかかわらず, 不招請勧誘が 行われている。 |
| 5 | ■■株式会社 | 2008年1月~2008年2月 | 1272万円 | 40歳 | 会社員 | 金地金取引から, 商品先 物取引を勧誘された。 | 新規委託者保護義務違反 両建類似取引 等 | 一審係属中 | |
| 6 | ■■株式会社 | 2008年2月~2009年10月 | 2000万円 | 67歳 | 会社代表者 | 不招請勧誘 | 新規委託者保護義務違反 過当売買 等 | 民事調停により 和解 | |
| 7 | ■■株式会社 | 2010年12月~2012年6月 | 1300万円 | 59歳 | 会社代表者 | 金地金を購入したところ、さらに商品先物取引を勧誘された。 | 新規委託者保護義務違反 過当売買 等 | 一審にて和解 | |

| ₩ □ | alie +v | T- 71#088 | | | 被害者 | #1=# 0 45.14 | | TI + OUNT | /++ -+v |
|-----|------------------|-----------------|---------|------|-------------|--|--|-----------|---|
| 番号 | 業者 | 取引期間 | 損害額(概算) | 年齢 | 職業 | 勧誘の態様 | 問題となった違法事由 | 現在の状況 | 備考 |
| 8 | ■■株式会社 | 2013年7月~取引係属中 | 1500万円 | 40歳代 | 歯科技工士 | 白金地金(現物)を購入したところ, 商品先物取引を勧誘された。 | 不招請勧誘の禁止違反 説明義務違反 断定的判断の提供 実質的一任売買 | 訴え提起準備中 | 不招請勧誘の禁止を潜脱するために、当初、白金地金(現物)を勧誘されている。 なお、被害者は以前にも■■株式会社において先物取引を行い損失を被っている。 |
| 9 | ■■株式会社 | 2010年9月~2011年3月 | 946万円 | 50歳 | 会社員 | | 適合性原則違反 説明義務違反 新規委託者保護義務違反 断定的判断の提供 実質的一任売買 両建,無意味な反復売買 | 一審係属中 | 法改正前における不招請勧誘による被害事案である。執拗な勧誘が行われている。 |
| 10 | ■■株式会社 ▲▲株式会社 | 2009年3月~2013年2月 | 1551万円 | 50歳 | 無職 (パート) | 「僕に任せてもらえば絶対 に利益が出る。」と勧誘され た。 | 適合性原則違反 説明義務違反 実質的一任売買 無敷 詐欺 | 一番係属中 | 3月10日に取引を開始しているが、最初に証拠金を預託したのは3月27日である(無敷)。 2013年1月には、6%の配当が出るなどと架空の取引を勧誘するなど詐欺が行われている。 |
| 11 | ■■株式会社 | 2011年9月~2012年3月 | 2678万円 | 49歳 | 云杠伐貝 | 純金積立,金地金取引を 勧誘され、金(現物)を買った ところ,商品先物取引を勧誘 された。 | 不招請勧誘の禁止違反 断定的判断の提供 説明義務違反 適合性原則違反 一任売買 無断売買 無意味な反復売買 新規委託者保護義務違反 | 一審係属中 | 不招請勧誘の禁止を潜脱するために、当初、純 金積立や金地金取引を勧誘されている。 |
| 12 | ■■株式会社 | 2012年1月~2012年4月 | 410万円 | 38歳 | 会社代表者 | 白金地金を勧誘され、さや とりを勧誘された。 | 適合性原則違反 新規委託者保護義務違反 断定的判断の提供 一任売買 無意味な反復売買 両建の勧誘 | | 不招請勧誘の禁止を潜脱するために、当初、白金地金(現物)を勧誘されている。 さやとりであれば確実に利益が得られるかのように勧誘されたが、取引開始直後から、さやとりではなく、通常の先物取引になってしまっている。 口座開設申込書の資産・投資可能資金額欄に、事実と異なる金額を記入するよう指導された。 |

| 番号 | 業者 | 取引期間 | 損害額(概算) | 年齢 | 被害者職業 | 勧誘の態様 | 問題となった違法事由 | 現在の状況 | 備考 |
|----|------------------|-----------------|---------|-----|-------|-------------------------------------|---|-----------|--|
| 13 | ■■株式会社 ▲▲株式会社 | 2013年2月~2013年4月 | 505万円 | 50歳 | 会社代表者 | され、その直後に商品先物取引を勧誘された。 | 適合性原則違反 新規委託者保護義務違反 説明義務違反 実質的一任売買 無意味な反復売買 仕切拒否 | 一審係属中 | 不招請勧誘の禁止を潜脱するために、当初、白金地金(現物)を勧誘されている。被害者は一応会社代表者であるが、従業員はおらず、個人事業主(いわゆる一人親方である)に等しい。 口座開設申込書の資産・投資可能資金額欄に、事実と異なる金額を記入するよう指導された。 |
| 14 | ■■株式会社 ▲▲株式会社 | 2013年4月~2013年6月 | 541万円 | 69歳 | 会社代表者 | | 適合性原則違反 新規委託者保護義務違反 説明義務違反 無意味な反復売買 仕切拒否 | 一審係属中 | 不招請勧誘の禁止を潜脱するために、当初、白金地金(現物)を勧誘されている。 被害者の心理につけ込み、巧みに仕切拒否・仕切回避して取引を継続させている。 口座開設申込書の資産・投資可能資金額欄に、 事実と異なる金額を記入するよう指導された。 |
| 15 | 株式会社■■ | 2014年3月~2014年5月 | 278万円 | 72歳 | 無職 | 最初スマートCXを勧誘され、その後、商品先物取引を 勧誘された。 | 不招請勧誘の禁止違反 適合性原則違反 説明義務違反 断定的判断の提供 実質的一任売買 | 交渉中 (管理部) | 不招請勧誘の禁止を潜脱するために, 当初, スマートCXが勧誘されている。 |
| 16 | 株式会社■■ | 2014年2月~2014年4月 | 591万円 | 42歳 | 会社役員 | | 新規委託者保護義務違反 過当売買 等 | 一審係属中 | |
| 17 | 株式会社■■ | 2012年5月~2012年5月 | 154万円 | 36歳 | 会社員 | | 適合性原則違反 断定的判断の提供 迷惑勧誘 実質的一任売買 説明義務違反 両建の勧誘 | 一審係属中 | 法改正後であるにもかかわらず、不招請勧誘が行われている。被害者が恐怖を感じるくらい執拗な勧誘が行われた。 後日、被害者が苦情を申し立て、不招請勧誘の禁止違反を認めた際の会話につき、録音テープが存在する。 |

| | NIL TE | | 10 | | 被害者 | E1 -7 - 05 14 | | | |
|----|----------|-------------------|---------|-----|------------|--|--|--------------|---|
| 番号 | 業者 | 取引期間 | 損害額(概算) | 年齢 | 職業 | 勧誘の態様 | 問題となった違法事由 | 現在の状況 | 備考 |
| 18 | 株式会社■■ | 2003年7月~2006年2月 | 998万円 | 59歳 | 無職 | 行ったところ, 講演内容のレポートをお届けしたいと執拗 に連絡があり, やむなく会ったところ, 商品先物取引を勧誘された。 | 新規委託者保護義務違反 過当取引 | 一審係属中 | 法改正前における不招請勧誘による被害事案 である。執拗な勧誘が行われている。 |
| 19 | ■■株式会社 | 2010年12月~2012年6月 | 4020万円 | 48歳 | 会社員 | 金地金を購入したところ, スマートCXを勧誘され(3か 月間ほとんど取引なし),そ の後商品先物取引を勧誘さ れた。 | 新規委託者保護義務違反 過当売買 等 | 一審係属中 | 改正法が施行される直前の事案であるが、不招請勧誘の禁止を潜脱するために、金地金、スマートCXなど勧誘されている。 |
| 20 | ■■株式会社 | 2011年10月~2012年7月 | 455万円 | 35歳 | 無職 (アルバイト) | 「金を使った有利な資産運用 | 適合性原則違反 説明義務違反 不招請勧誘の禁止違反 実質的一任売買 両建の勧誘 無意味な反復売買 | 一審係属中 | 法改正後であるにもかかわらず、不招請勧誘が行われている。 被害者は、自分自身の店を持つために、アルバイトをして開業準備資金を貯め、いよいよ開業するためにアルバイト先を辞めたときに勧誘され、開業準備資金の全てを失った。 |
| 21 | •• | 2009年11月~2012年5月 | 1532万円 | 67歳 | 会社代表者 | 不招請勧誘 | 説明義務違反 過当売買 等 | 一審係属中 | |
| 22 | ──●●株式会社 | 2012年6月~2013年10月 | 8103万円 | | 法人 | 平成24年4月初旬頃、突 然、電話があり、商品先物取引の勧誘を始めた。 | 適合性原則違反 断定的判断の提供 説明義務違反 新規委託者保護義務違反 過当取引 一任売買 無意味な特定売買 | 学 体冒土 | 法改正後であるにもかかわらず, 不招請勧誘が 行われている。 |
| 23 | | 2012年10月~2013年10月 | 2878万円 | 44歳 | 会社代表者 | | | 一番係属甲 | |

| 番号 | 業者 | 取引期間 | 損害額(概算) | | 被害者 | 勧誘の態様 | 問題となった違法事由 | 現在の状況 | 備考 |
|----|----------------|------------------|----------|-----|---------|--|---|---------|---|
| | ■■株式会社 | 2012年3月~2013年2月 | 1億7600万円 | 49歳 | 会社代表者 | 不招請勧誘 | 新規委託者保護義務違反 過当売買 一任売買 等 | 一審係属中 | |
| 25 | ■■株式会社 | 2014年1月~ | 300万円 | 41歳 | 自営業 | 「取引をすれば儲かる。リスクは円高だけであるが、アベノミクスで円高にはならない。」などと勧誘された。 | 不招請勧誘の禁止違反 適合性原則違反 説明義務違反 | 訴え提起準備中 | 法改正後であるにもかかわらず, 不招請勧誘が 行われている。 |
| 26 | ■■株式会社 | 1997年11月~2009年7月 | 2億9185万円 | 35歳 | 会社代表者 | 「取引をすれば必ず儲かる。」などと勧誘された。 | 適合性原則違反 説明義務違反 無意味な反復売買 両建の勧誘 一任売買 | 一審係属中 | 法改正前における不招請勧誘による被害事案 である。執拗な勧誘が行われている。 |
| 27 | ●●株式会社 | 2000年7月~2007年4月 | 3516万円 | 56歳 | 会社員 | 突然に電話勧誘された。 | 適合性原則違反 断定的判断の提供 実質的一任売買 両建の勧誘 過当取引 新規委託者保護義務違反 差玉向かい | 一審係属中 | 定年退職の直前に勧誘され,取引開始の直後 には退職し,嘱託従業員となっている。 |
| 28 | ××株式会社 2014年1月 | ~2014年5月 | 1550万円 | 73歳 | 無職年金生活者 | スマートCXを勧誘したが、 直後には通常の商品先物取 引に勧誘された。 | 不招請勧誘の禁止違反 適合性原則違反 新規委託者保護義務違反 説明義務違反 無意味な反復売買 | 訴え提起準備中 | 損害1550万円のうち、1100万円以上が業者 の手数料である。 |
| 29 | ××株式会社 2013年4月 | ~2013年12月 | 1488万円 | 66歳 | 無職 | 誘され、結局、金地金と勘違 | 強迫による取消 不招請勧誘の禁止違反 説明義務違反 断定的判断の提供 実質的一任売買 | 訴え提起準備中 | 「興味がないので訪ねてきても無駄ですよ。」と 明確に断ったのに訪ねてきた。 早期退職したときの退職金を失ってしまった。 |